

移行措置について

1. 移行措置による性差医学・医療認定医／指導士申請要件

- (1) 性差医学・医療に関して十分な知識と見識があるとみなし、研修会受講等一部の書類および認定試験を不要とする
- (2) 本学会の理事、監事、評議員を対象とする
- (3) 会員歴は問わないが、未納会費がないこと
- (4) 一般の認定申請が開始される 2022 年度前半までの時限措置とする

2. 申請書類

- (1) 認定申請書（履歴書、志望動機含む）
- (2) 医療関係専門職等の職種を証明する書類（免許等）の写し
- (3) 審査・認定料の振り込みを証明するものの写し

3. 認定プロセス

- (1) 申請書類一式を受領後、書類審査で要件を満たすことを確認し、認定証を発行